

次世代育成支援対策推進法に基づく

(一財)諫早市施設管理公社一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年9月1日～令和8年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1:年次有給休暇の取得日数を、1人当たり年間6日以上を目指す。(年次有給休暇を6日以上付与された職員については、2か月に1日以上の取得を目指す。)

<対策>

- 令和3年9月1日～ 有給休暇の取得日数が少ない職員へ、取得勧奨を引き続き行う。
- 令和3年9月1日～ 毎月開催している各施設の支配人を招集しての会議を通じて、毎月の勤務表の作成時点での計画的な有給休暇の取得について職員に呼びかけるよう依頼する。

目標2:所定外労働については、必要最小限とし、繁忙期など、やむを得ず行う必要がある場合は、実態に応じてノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和3年9月1日～ 繁忙期の時間外労働の実施について、ルールづくりのための検討委員会での検討開始(事務局職員)
- 令和4年9月1日～ 繁忙期におけるノー残業デーの実施